



みんなでウキウキ健康生活♪

## 健診・検診のおしらせ

予約・がん検診問合せ先 市民保健課健康づくり係 (窓口⑤) ☎②2217  
 特定健診問合せ先 市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎②3922

**受付時間**  
13時～15時

日程表	
6月12日(水)	外浦区集会所
6月13日(木)	白浜公民館
6月14日(金)	須崎漁民会館
6月19日(水)	柿崎公民館
6月20日(木)	朝日公民館
6月26日(水)	田牛区集会场
6月27日(木)	市民文化会館(予約制)
6月28日(金)	
7月10日(水)	稲梓基幹集落センター
7月11日(木)	
7月12日(金)	須原区民会館
7月13日(土)	賀茂医師会館
9月17日(火)	賀茂保健所
9月18日(水)	賀茂医師会館
9月19日(木)	河内公会堂
9月20日(金)	
9月24日(火)	稲生沢公民館
9月25日(水)	
9月26日(木)	市民文化会館(予約制)
9月27日(金)	市民文化会館
9月28日(土)	みくらの里
9月30日(月)	白浜公民館
10月1日(火)	須崎漁民会館
10月2日(水)	朝日公民館
10月3日(木)	中公民館
10月4日(金)	賀茂医師会館
10月5日(土)	みくらの里
10月6日(日)	
10月26日(土)	市民文化会館(予約制)
10月27日(日)	

### 特定健診・後期高齢者健診

検尿・身体計測・血圧測定・問診・採血等を行います。  
 (※国民健康保険加入者には腹囲測定が追加されます。)

**対象者** 40歳以上(昭和55年4月1日以前生まれ)で国民健康保険、もしくは後期高齢者医療制度に加入されている方  
**料金** 国民健康保険 1,000円 後期高齢者医療 500円  
**その他** 対象者に受診券・尿容器など5月下旬に発送予定です。  
 ※今年度75歳になられる方は、受診日で料金が異なりますのでご注意ください。また、当日は必ず受診券・質問票・保険証をご持参ください。

- ① **予約制セット健診(同時に大腸・肺・肝炎ウイルス検診)**  
**日時** 6/27(木)、6/28(金)、9/26(木)、10/26(土)、10/27(日)  
 午後1:00～3:00  
**会場** 市民文化会館  
**その他** 開始時間を20分間隔で選べます。(定員制)【要予約】
- ② **予約制早朝セット健診(同時に大腸・肺・胃・肝炎ウイルス検診)**  
**日時** 6/28(金)、9/27(金)、10/27(日) 午前6:30～8:00  
**会場** 市民文化会館  
**対象者** 下田市国保加入者(40歳～74歳)の方  
**料金** 1,000円～3,300円  
**その他** 開始時間を30分間隔で選べます。(定員制)【要予約】  
**注意事項** ①、②の6/27(木)、28(金)の健診は5/28(火)午前8:30より受付開始です。9月以降の日程は後日お知らせします。

### 大腸がん・肺がん・結核検診

**対象者** 40歳以上(昭和55年4月1日以前生まれ)の方  
 ※喀痰検査は50歳以上で喫煙指数600以上の方  
 ※昨年度受診された方には受診票をお送りします。  
**昨年度受診されなかった方で受診を希望される方は上記問合せ先までお申し込みください。**

#### 大腸がん検診

問診と便潜血検査(事前に採便容器に2日間自宅便をとり、会場で提出してください)  
**料金** 500円  
 ※70歳以上の方と後期高齢者医療制度加入者の方は無料です。  
**注意事項** ・生理中、痔出血があるときは採便をさけてください。  
 ・検体は、涼しい場所(冷蔵庫等)に保存してください。

#### 肺がん・結核検診

問診と胸部のレントゲン検査を行います。喀痰検査は3日間自宅便をとり、後日市民保健課健康づくり係へ提出してください。  
**料金** 胸部レントゲン検査 無料 喀痰検査(該当者) 700円  
**注意事項** ・妊娠中、または妊娠の可能性のある方は、受診しないでください。  
 ・受診時に、金具・ボタン・プラスチック等のある衣類は脱いでいただき、ネックレス・コルセット・湿布等貼り薬を付けている方は外していただきます。



## 美しい沿道景観を保つために。

美しい景観づくりキャンペーンin伊豆半島  
 イメージキャラクター 伊豆海 景ちゃん

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎②2219

**取組状況**  
 下田市の違反看板数  
 (平成30年1月当初) **124件**  
 平成31年4月までに  
 修正・撤去した数(見込) **79件**  
 ※伊豆半島全体でも半数以上の違反看板が撤去・改修されています。

伊豆半島の美しい沿道景観を守るため、そして看板の落下や倒壊を防ぐため、看板を設置する際にはルールがあり、市に申請が必要な場合があります。  
 現在、市では静岡県や伊豆半島の各市町と一体となり、「東京オリンピックまでには違反看板をゼロにしよう」という取組を行っています。  
 皆さまのご協力の下、昨年度未までにおよそ6割強の違反看板を改修、または撤去していただきました。  
 この取組は看板を全て撤去しよう、というのではなく、ルールに沿ったデザインで統一感のある、伊豆半島の景観に合うものを設置していただくという取組でもあります。  
 新たに屋外広告物の設置をご検討されている場合は事前にご相談ください。

### 野立て看板設置のルール!

① 事業所等への案内に関して、事業所等が主要な道路(国道など)に接していない場合に設置できる。

② 案内図板の設置場所から事業所等の道のりが、10km以内であること。

③ 他の案内図板が、その設置予定箇所にある場合は、相互間距離として、左右方向に50cm以上かつ前後方向に5m以上案内図板どうしを離すこと。

④ 案内図板の高さが、地上5m以下。

⑤ 案内図板に表示される表示面積は、片面3㎡以内が原則です(特別規制区域)。表面と同じ形のものをびったりくっつけて表示する場合は、裏面にも表示可能。

⑥ 事業所等に案内するための地図又は矢印を必ず表示し、記載するスペースは、板面の表示面積の3分の1以上。

⑦ 電飾設備の動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く)を使用しないものとします。